

高等部新入学の皆さまへ

高等部授業料
高等学校等就学支援金
給付型奨学金

高等部授業料

高等部授業料徴収対象者は・・・

・普通科1～3年生 高等学校等就学支援金対象

（全員に就学支援金の手続きをお願いしています）

※高等学校等就学支援金を申請されない方（高等学校等就学支援金の不申請意向確認書を提出された方）は、授業料徴収対象となります。



授業料の納入

・納入金額 年額 1,200円(月額100円)

①前期分(4～6月分)300円 納入期限 4月30日

②後期分(7～3月分)900円 納入期限 7月30日

※4月に年額1,200円を一括で納めることもできます。

・納入場所 経営企画室窓口

※釣銭のないようにお持ちください。納入通知書兼領収書綴の原符は、綴りから切り離さないでお持ちください。

高等学校等就学支援金(普通科対象)

- ▶ 都立特別支援学校の高等部に在学する生徒を対象に、最大36か月にわたり、授業料を国が支援する制度です。支給を辞退する場合は、授業料を御負担いただくことになります。
- ▶ 支給対象世帯…「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除の額」が304,200円未満の世帯
- ▶ ※共働きの場合、世帯の所得割額は、両親の合算額となります。

高等学校等就学支援金の手続きは・・・

- ▶ マイナンバーを利用する場合
- ▶ 高等部1年4月に受給資格認定申請書を提出
 - ▶ マイナンバーを利用しない場合
- ▶ 高等部1年4月に受給資格認定申請書と前年度分課税証明書を提出
- ▶ 高等部1年・2年・3年の7月に収入状況届出書と当年度分課税証明書を提出

都立学校授業料免除制度

- ▶ 高等学校等就学支援金が所得要件で不認定になった方について、授業料を免除する制度です。
- ▶ 就学支援金第1回(高等部1年生4～6月分)で不認定となった方は、就学支援金第2回(7～6月分)も手続きが必要です。

都立学校等給付型奨学金

- ▶ 給付対象世帯
- ▶ ①生活保護受給世帯・住民税所得割額非課税世帯
- ▶ 給付限度額 50,000円
- ▶ ②都民税・区市町村民税所得割額合算額85,500円未満の世帯 給付限度額 30,000円
- ▶ ※所得割額は両親の合算額です。

給付型奨学金は対象となる経費を東京都が保護者に代わり支払う制度です。原則、生徒や保護者が直接現金を受け取る制度ではありません。

給付型奨学金対象経費

①実習等における経費

職場実習に必要な保険料・装備品・細菌検査費用等

②学力向上に向けた経費

模擬試験・学力テスト等受験料

③検定試験・資格試験経費

英語検定費・漢字検定費・簿記検定費等

④自立と社会参加に向けた障害支援機器等の経費

※就学奨励費支給対象経費は対象外です。

給付型奨学金申請手続き

▶ マイナンバーを利用する場合

高等部普通科入学時4月に申請手続き

➡世帯や所得に変更がなければ、次年度の申請は不要です。

マイナンバーを利用しない場合

➡毎年申請書と課税証明書を提出する必要があります。

給付型奨学金の申込手続き

▶ 検定試験を受ける場合

①検定試験受験申込書と給付型奨学金受給申込書を提出してください。

②学校から給付型奨学金支給決定通知書が配布されます。

③学校から検定協会に直接費用が支払われます。

※年間支給限度額を超過する場合は保護者負担となります。

就学支援金・給付型奨学金申請〆切

- ▶ 就学奨励費・マイナンバー関係書類に同封して、就学支援金・給付型奨学金申請書類を配布いたします。
- ▶ 提出〆切 4月10日(木)
- ▶ 提出用封筒に入れて経営企画室窓口に直接お持ちいただくか、簡易書留で郵送してください。

就学支援金・給付型奨学金申請書の電子申請について

- ▶ 令和6年度より就学支援金と給付型奨学金の申請書が電子申請できるようになりました。（ただし、口座振替依頼書とマイナンバー関係書類は紙での提出となります）
- ▶ 就学支援金・給付型奨学金申請用
- ▶ <https://logoform.jp/form/tmgform/953155>
- ▶ 就学支援金・給付型奨学金申請用QRコード



お問合せは・・・

東京都立武蔵台学園 経営企画室
学事担当 佐藤まで

TEL 042-523-1358

FAX 042-523-6421

